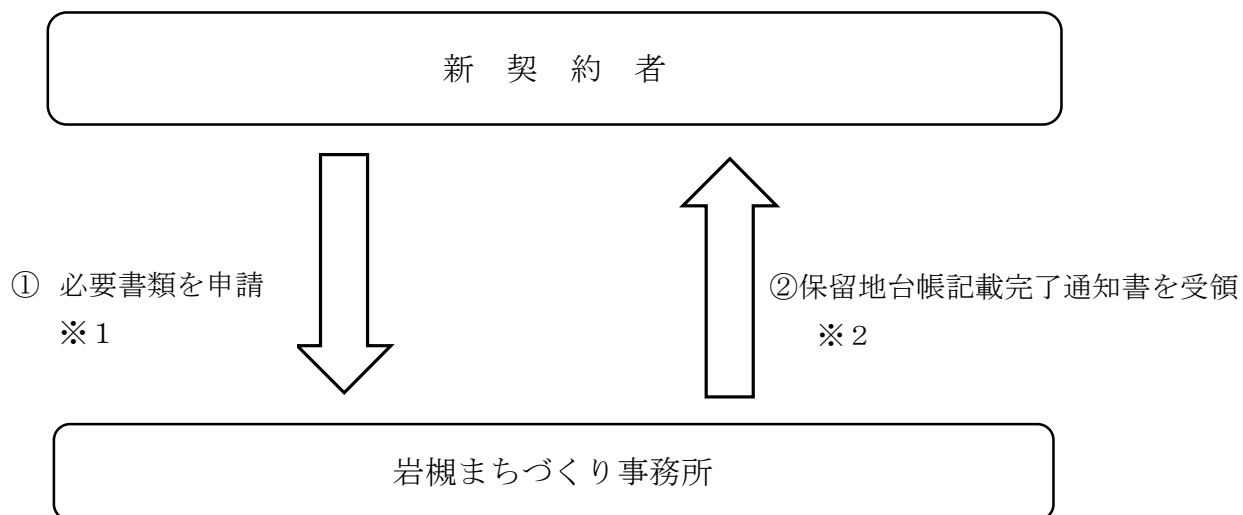


相続による保留地の権利移転

《手続きの流れ》



※1 必要書類一覧（遺産分割協議の場合になります。遺産分割協議以外の相続の場合は岩槻まちづくり事務所までお問合せください）

- 権利変更届
- 誓約書
- 被相続人（亡くなった方）に関する以下の書類
 - ・出生から死亡までの戸籍謄本（写し）もしくは相続情報一覧図（相続の際に法務局に提出したもの）
 - ・住民票の除票または戸籍の附票
- 法定相続人に関する以下の書類
 - ・法定相続人すべての戸籍謄本（抄本）（戸籍事項証明書）
 - ・法定相続人すべての印鑑登録証明書
- 新しく所有者になる方の住民票
- 遺産分割協議書（写し）
- その他必要な書類（内容により、他に書類をお願いする場合があります）

※2 新契約者本人に郵送もしくは窓口でお渡しいたします。

所有者異動や土地の詳細をお知りになりたい場合は、保留地管理台帳記載事項証明書（1通300円）を取得してください。窓口にてお申し付けください。